

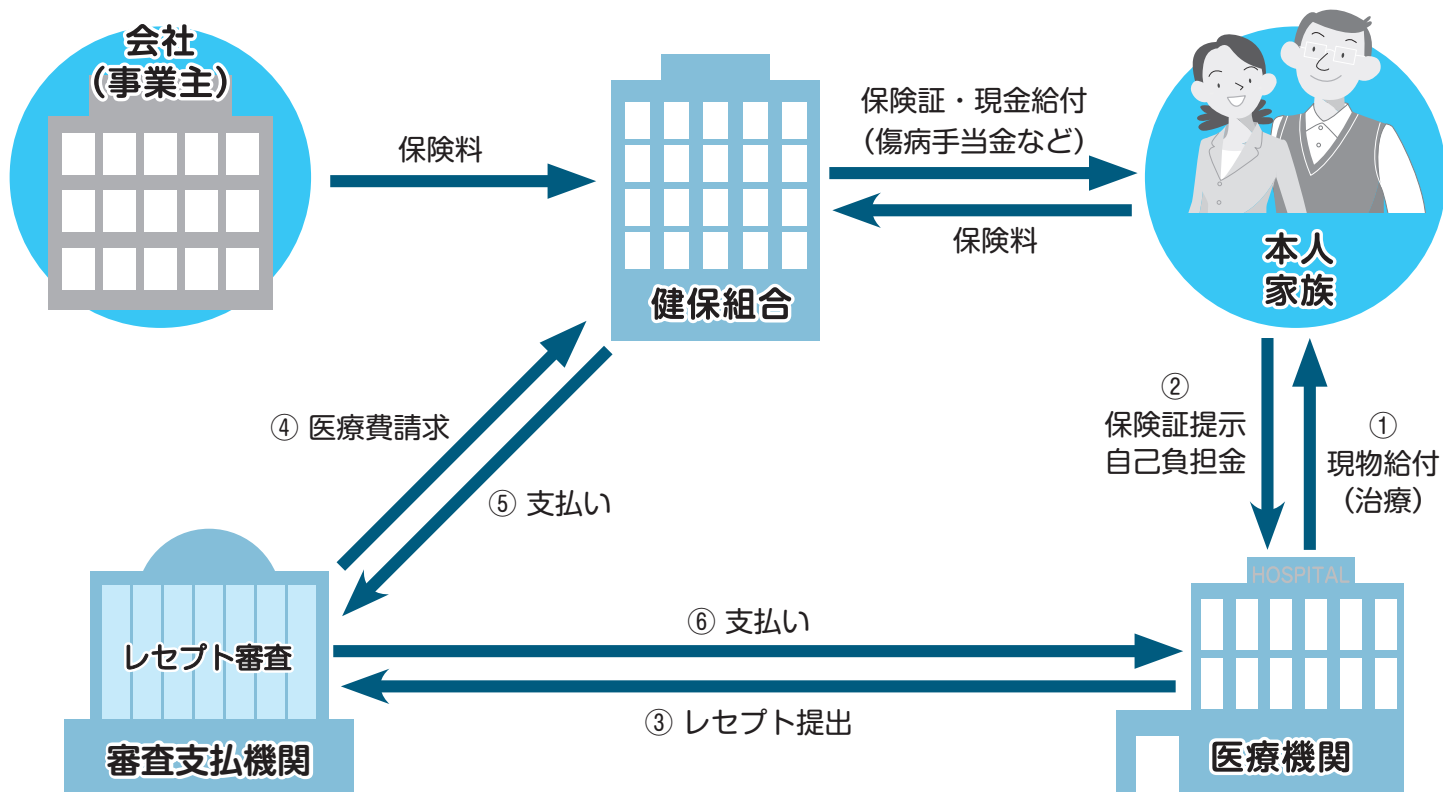
『減額査定』された医療費のお知らせについて

減額査定通知

当健保では、診療報酬請求明細書（レセプト）の審査支払機関で減額査定が行なわれ、かつ、受診者の医療機関等の窓口負担額に1万円以上の過払いが生じる可能性が判明した場合、「医療通知」にてお知らせします。これを減額査定通知と言います。

医療費の支払いのしくみ

病気やけがをしたとき、私たちは医療機関の窓口へ保険証を提示して、医療費の一部を自己負担します。医療機関は残りの医療費を、審査支払機関を経て健保組合に請求します。健保組合では、その請求書（診療報酬請求明細書＝レセプト）に間違いがないかを確認したうえで、再び審査支払機関を通じて、医療機関に支払います。



『減額査定』とは？

審査支払機関は、医療機関から提出されたレセプト（請求書）の記載内容に誤りや病名に対する不適切な診療内容・投薬、健康保険の適用外となる事項がないか等を審査し、誤りがある場合は請求を減額します。これを「減額査定」といいます。

しかし、皆様が医療機関窓口で支払った自己負担額は多く支払ったままです。

健康保険組合では、減額が一定の基準（※）を超えた場合、減額査定があったことを「医療費通知」にてお知らせします。（対象となる方は非常に少ない通知です。）

※厚生労働省が示す基準：窓口での自己負担額に対し1万円以上の減額が判明したとき

➡『減額査定』の通知があったら？

『減額査定』の通知は、皆様が医療機関へ医療費の返還の申し出をする足がかりにさせていただくためのお知らせです。医療費通知に減額査定対象のマーク（後述）がある場合は、皆様がこの通知を医療機関に持参して、直接申し出てご相談ください。過払い相当額が返還される可能性があります。ただし、皆様と医療機関との相談に、当健保組合が介入することはできません。

なお、診療内容によっては返還されない場合もあります。また、支払いの意思がある医療機関であっても、審査支払機関に対して再審査の申し出または訴訟が提起される場合には、直ちに返還されないことがあります。

【例】医療費総額 50 万円で、 5 万円の減額査定があった場合（自己負担額 3 割）

	減額査定前	減額査定後	差 額
医療費総額	50 万円	45 万円	5 万円
健保組合負担額	35 万円	31 万 5 千円	3 万 5 千円
自己負担額	15 万円	13 万 5 千円	1 万 5 千円

◎健保組合への請求は減額査定の結果、35 万円→31 万 5 千円となりますが、被保険者が窓口で支払った自己負担額は 15 万円のままであります。減額査定後は 13 万 5 千円となるため差額の 1 万 5 千円を払い過ぎてていることとなります。

◎被保険者が医療機関に申し出ることにより、**差額の 1 万 5 千円が返還される可能性があります。**

➡『減額査定』された医療費通知を閲覧するには？



当健保ホームページの TOP 画面の、「おしえて！わたしの医療費・お薬代」（医療費通知）より閲覧が可能です。

「おしえて！わたしの医療費・お薬代」【ログイン方法】

- ➡ 当健保ホームページへ
- ➡ 「おしえて！わたしの医療費・お薬代」バナーをクリック
- ➡ 保険証の記号・番号、パスワードを入力してください

初期パスワードは西暦生年月日 8 桁です。
→ 1990 年 1 月 1 日生まれの場合は「19900101」となります。
★変更後のパスワードは、8～15 桁までの英字と数字の組合せで任意に作成できます。

◆ 診療内容（健保給付）										
単位（円）										
病院および診療所名 治療を受けた人（※1）	診療年月 【区分】 （※2）	診療日 数	かかった 医療費	健保組合が 支払った額	国や市町村が 支払った額 （※3）	自己負担 額	種類 （※4）	高額 療養費 （※5）	付加給付	減額 対象 （※6）
財）テストリハビリテー シ ケンコウイチ チョウジ ヨ	平成24年11 月 【入院】	28	732,850	688,450	0	44,400	合算	3,960	0	★
テスト県立医科大学附属 病院 ケンコウイチ ツマ	平成24年11 月 【入院】	8	734,650	582,303	0	152,347	合算	29,363	113,300	
合計			1,467,500	1,270,753	0	196,747		①33,323	②113,300	

減額査定がある方は、表の一番右「減額対象」欄に★印が表示されています。

お問い合わせ

日本製紙健康保険組合

TEL 03-6665-1051